

京労基発 0610 第 1 号
令和 3 年 6 月 10 日

関係機関・団体の長 各位

京都労働局労働基準部長



有害物ばく露防止対策補助金の実施に係る周知について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、金属アーク溶接等の作業で発生する溶接ヒュームは、国際がん研究機構（IARC）により発がん性が指摘されるとともに、神経機能障害が多数報告されていることから、本年4月の特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）等の改正により、特定化学物質として規制されるとともに、屋内で継続的に行われる溶接作業については、溶接ヒュームのばく露測定、測定結果に応じた呼吸用保護具の使用等が義務付けられ、順次施行されることとなっているところです。

今般、改正特化則の経過措置期間中におけるばく露防止措置を支援し、法令改正を円滑に施行するとともに、法令改正の効果を可能な限り先取りするため、別添のとおり、中小企業に対して、溶接ヒュームばく露測定に要する費用の一部を補助する「有害物ばく露防止対策補助金」を実施することといたしました。

本補助金制度は、公益社団法人全国労働衛生団体連合会に委託し実施することとなっております。

つきましては、貴機関・団体におかれましても、別添のリーフレットの配布、ホームページ、会報誌等への掲載などの各種機会を活用し、会員事業者等関係者に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

（公社）全国労働衛生関係団体連合会（全衛連）HP

<http://www.zeneiren.or.jp/hazardous/index.html>

担当部署	京都労働局 労働基準部 健康安全課
担当官	地方労働衛生専門官 黒川仁晴
連絡先	TEL075-241-3216 FAX075-241-3219